

CSR・ERMトピックス <2016 No11>

CSR・ERM トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびERM（統合リスクマネジメント）に関する諸テーマ（「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等）について、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2016年12月に公開された国内のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<コンプライアンス>

○消費者庁が「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を公表

（参考情報：2016年12月9日 同庁HP）

消費者庁は12月9日、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（現行ガイドラインの改正版）を公表した。

本ガイドラインは、2016年3月公表の「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書*を踏まえ、内部通報制度の実効性向上の観点から、現行ガイドラインに記載されている「事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項」を、より具体化・明確化したもの。

通報者、経営者、中小事業者など、様々な視点で内容が見直されており、例えば通報者保護の観点から、以下のような措置を講じる必要性を指摘している。

同庁は、今後、民間事業者向け説明会を実施するなど、本ガイドラインの内容等について積極的に周知を行い、各事業者において、本ガイドラインを踏まえた内部通報制度の整備・改善を順次進めるよう、働き掛けていく予定。

【表】本ガイドラインの概要（通報者保護の観点から講じるべき主な措置の例）

1. 通報に係る秘密保持の徹底	
①秘密保持の徹底	<input type="checkbox"/> 通報者にとっては、解雇やその他の不利益な取扱いの禁止のみならず、通報に係る秘密保護が重要であることから、情報漏えいの禁止も内部規程に明記する <input type="checkbox"/> 通報に係る情報共有の範囲を必要最小限にするため、 ・ 通報者の特定につながりやすい情報は、書面や電子メール等による明示の同意がない限り、情報共有が許される範囲外には開示しない ・ 通報者の同意を取得する際は、開示の目的・範囲、氏名等を開示することによって生じうる不利益について明確に説明する ・ いかなる者も通報者を探索してはならないことを明確にする
②外部窓口の利用	<input type="checkbox"/> 通報者の選択肢を増やし、リスク情報を把握する機会を拡充するため、可能な限り事業者の外部（法律事務所や民間の専門機関等）にも通報窓口を整備する <input type="checkbox"/> 外部窓口においても秘密保持の徹底を図る（通報者の特定につながり得る情報は、通報者の書面や電子メール等による明示の同意がない限り、事業者に対しても開示してはならないこととする等） <input type="checkbox"/> 外部窓口の信頼性や質を担保するための措置（中立・公正な第三者による点検・従業員への匿名のアンケート等を定期的に行い、改善すべき事項の有無を把握する等）を講じる

③通報の受付における秘密保持	<input type="checkbox"/> 通報者の個人情報保護を徹底するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報事案に係る記録・資料の閲覧が可能な者を必要最小限に限定する ・ 通報事案に係る記録・資料は施錠管理する ・ 関係者の固有名詞を仮称表記にする
④調査実施における秘密保持	<input type="checkbox"/> 通報者等が特定されることを困難にするため、調査の端緒が通報であることを関係者に認識させないよう、例えば、以下のような工夫をする <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査と合わせて調査を行う ・ 抜き打ちの監査を装う ・ 該当部署以外の部署にもダミーの調査を行う ・ 核心部分ではなく周辺部分から調査を開始する ・ 組織内のコンプライアンスの状況に関する匿名のアンケートを、全ての従業員を対象に定期的に行う
2. 解雇その他不利益な取扱いの禁止	
①不利益な取扱いの明示	<input type="checkbox"/> 禁止される不利益な取扱い（解雇以外）の内容は、具体的には以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員たる地位の得喪に関する事（退職願の提出の強要、労働契約の更新拒否、本採用・再採用の拒否、休職等） ・ 人事上の取扱いに関する事（降格、不利益な配転・出向・転籍・長期出張等の命令、昇進・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分等） ・ 経済待遇上の取扱いに関する事（減給その他給与・一時金・退職金等における不利益な取扱い、損害賠償請求等） ・ 精神上生活上の取扱いに関する事（事実上の嫌がらせ等）
②違反者に対する措置	<input type="checkbox"/> 通報等を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分その他適切な措置を講じる <input type="checkbox"/> 通報等に関する秘密を漏らした者、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用した者についても同様の措置を講じる
3. 自主的に通報を行った者に対する処分等の減免	
①社内リエンシエ制度の整備	<input type="checkbox"/> 自主的な通報や調査協力をする等、問題の早期発見・解決に協力した場合には、例えば、その状況に応じて、当該者に対する懲戒処分等を減免することができる仕組みを整備する

「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を基にインターリスク総研作成

* 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書
同報告書の概要は「CSR・ERM トピックス 2016年度第4号」参照

<情報管理>

○インタセクト・コミュニケーションズが日本で初めて CBPR 認証を取得

(参考情報：2016年12月21日 同社HP)

ソフトウェア開発等を行う IT 事業者であるインタセクト・コミュニケーションズ株式会社は、CBPR (Cross Border Privacy Rules/APEC 越境プライバシールール) システムの認証を、日本で初めて取得した。

CBPR 認証は、企業等の越境個人情報保護*にかかる取組に関し、APEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する制度である。

APEC プライバシーフレームワークは、APEC 加盟国・地域における整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として 2004 年に採択された。

申請企業等は、自社の越境個人情報保護に関するルール・体制等に関して自己審査を行い、その

内容についてあらかじめ認定された中立的な認証機関（アカウントビリティ・エージェント）から認証審査を受ける必要がある。現在、CBPR システムにはアメリカ、メキシコ、日本、カナダが参加しており、日本においては一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証機関として認定されている。

同システムの認証審査を申請できる企業等は、プライバシーマーク認証事業者であることまたは JIPDEC が組織する事業プログラム制度の会員である必要がある。同社は、国内においてはプライバシーマークを取得しているが、SNS 関連事業、訪日観光ソリューションや広告支援などのインバウンド事業、越境 EC 事業などの海外展開に対応していくために認証を取得した。

また、経済産業省は 12 月 20 日に同省 HP において、同社が同認証を取得したことをリリースし、今後もグローバルに活躍する企業等の越境個人情報保護の取組が推進されるよう同システムの普及に取り組むとしている。

* 越境個人情報保護

国境を越えて移転する個人情報を適切に保護すること。ビジネスのグローバル化が進展する一方、個人情報保護の不十分な国への個人データ移転は、十分なレベルの保護措置を確保している場合にのみ限定してデータ移転を認めるという考え方。

<情報管理>

○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が「サイバーセキュリティ経営ガイドライン解説書」を公開（参考情報：2016 年 12 月 21 日 同機構 HP）

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は 12 月 21 日、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン解説書（以下、「解説書」）」を公開した。

同書は、2015 年 12 月に経済産業省と IPA が共同で策定した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン（以下、「ガイドライン」）」に具体的な実践内容の記載がなかったため、ガイドラインの内容を補足し、実施方法を具体的に解説するために策定された。そのため、経営層だけではなく、経営層の指示を受けて対策を実施する責任者や担当者を想定読者としている。

また、同書は、サイバーセキュリティの観点から実施すべき重要 10 項目（下表参照）について、責任者や担当者が検討・実施すべき事項、架空企業における対策例等が解説されている。

加えて、サイバー攻撃による被害事例やサイバーセキュリティ経営チェックシートなどが付属しており、実務担当者の取組を具体的にサポートする内容となっている。

解説書目次	実施事項
0. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ経営の原則（経営者のリーダーシップ、系列企業・パートナーを含めたサイバーセキュリティ対策、関係者との適切なコミュニケーション）の理解
1. サイバーセキュリティ対応方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティポリシー策定、承認、開示
2. リスク管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティリスク管理体制の構築 関係者の役割・責任の明確化 既存のリスク管理体制との整合
3. リスクの把握、目標と対応計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 守るべき資産の特定 サイバーセキュリティ上の脅威および事業への影響の把握 リスクの低減、回避、移転等の目標や計画の策定

4. PDCA サイクルの実施と対策の開示	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ対応のPDCAサイクルの構築 統括部署によるモニタリングおよび経営層によるレビュー 信頼獲得のための適切開示
5. 系列企業・ビジネスパートナーの対策実施及び状況把握	<ul style="list-style-type: none"> 系列企業・サプライチェーンの対策実施の支援・要請 系列企業・サプライチェーンの対策実施状況の監査
6. 予算確保・人材配置及び育成	<ul style="list-style-type: none"> 必要な対策費用の確保 必要となる人材の確保および人材の育成
7. ITシステム管理の外部委託	<ul style="list-style-type: none"> 外部に委託する範囲の決定 外部委託先のサイバーセキュリティの確認
8. 情報収集と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃の手法や脅威などの情報収集および共有
9. 緊急時対応体制の整備と演習の実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応体制（CSIRT等）の構築 緊急連絡先や初動対応マニュアルの整備 対応訓練・演習の実施
10. 被害発覚後の必要な情報の把握、開示体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃発覚時における通知事項・通知先の整理 経営者への報告方法、社内外への開示方法の取り決め

サイバーセキュリティ経営ガイドライン解説書に基づきインターリスク総研作成

<サステナビリティ>

○内閣 SDGs 推進本部が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定

（参考情報：2016年12月22日付 首相官邸 HP）

内閣の持続可能な開発目標（SDGs*）推進本部は12月22日、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。

本実施指針は、SDGsの実施のため、政府が関係府省庁と一体となり、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員することを可能とすることを目的に策定された。

本実施指針は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとし、8つの優先課題と具体的な施策を定めている。優先課題は、SDGsのゴールとターゲットのうち、日本として特に注力すべき課題を示したものであり、すべての優先課題には国内で実施すべき事項と、国際協力の観点から実施すべき事項が含まれる。また、優先課題を実施するにあたって重視すべき主要原則として、①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任の5つが定められている。

優先課題	具体的施策
①あらゆる人々の活躍の推進 【特に関連が深いSDGsのゴール】 1（貧困）、4（教育）、5（ジェンダー）、 8（経済成長と雇用）、10（格差）、 12（持続可能な生産と消費）	<ul style="list-style-type: none"> 一億総活躍社会の実現 女性活躍の推進 子供の貧困対策 障害者の自立と社会参加支援 教育の充実
②健康・長寿の達成 【特に関連が深いSDGsのゴール】 3（保健）	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤耐性対策 途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 アジアの高齢化への対応

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ・有望市場の創出 ・農山漁村の振興 ・生産性向上 ・科学技術イノベーション ・持続可能な都市
【特に関連が深い SDGs のゴール】 2 (食料)、8 (経済成長と雇用)、 9 (インフラ、産業化、イノベーション)、 11 (持続可能な都市、人間居住)	
④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国土強靱化の推進・防災 ・水資源開発・水循環の取組 ・質の高いインフラ投資の推進
【特に関連が深い SDGs のゴール】 2 (食料)、6 (水と衛生)、 9 (インフラ、産業化、イノベーション)、 11 (持続可能な都市、人間居住)	
⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ・省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ・気候変動対策 ・循環型社会の構築
【特に関連が深い SDGs のゴール】 7 (エネルギー)、 12 (持続可能な生産と消費)、13 (気候変動)	
⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染への対応 ・生物多様性の保全 ・持続可能な森林・海洋・陸上資源
【特に関連が深い SDGs のゴール】 2 (食料)、3 (保健)、14 (海洋)、 15 (生物多様性)	
⑦平和と安全・安心社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ・平和構築・復興支援 ・法の支配の促進
【特に関連が深い SDGs のゴール】 16 (平和)	
⑧SDGs 実施推進の体制と手段	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチステークホルダーパートナーシップ ・国際協力における SDGs の主流化 ・途上国の SDGs 実施体制支援
【特に関連が深い SDGs のゴール】 17 (実施手段)	

「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針の概要」、
「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表)」
をもとにインターリスク総研作成

本実施指針の推進においては、同推進本部が中心となり、関係行政機関相互の緊密な連携、施策の総合的かつ効果的な推進を図る。また、本実施指針の取組状況の確認や指標の見直し（フォローアップ・レビュー）を定期的実施し、その結果は適切な形で公表されるとしている。最初のフォローアップ・レビューは 2019 年までを目途に実施し、少なくとも 4 年ごとにフォローアップ・レビューの実施を検討する。

* SDGs

2015 年 9 月に国連が採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる、持続可能な開発のための国際的な目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成される。

海外トピックス：2016年12月に公開された海外のCSR・ERMに関する主な動向をご紹介します。

<ダイバーシティ>

OHRCが2017年版のLGBTの企業平等指数を公表

(参考情報：2016年12月5日付 同団体HP)

Human Rights Campaign Foundation* (以下、「HRC」)は12月5日、「職場におけるLGBTの平等性に関する評価」の結果(Corporate Equality Index=企業平等指数、以下「CEI」)を公表した。

CEIとは、米『フォーチュン/Fortune』誌が提供する「Fortune 1000」(全米上位1000社)と米『アメリカン・ロイヤー/American Lawyer』誌が発表する上位200の法律事務所を対象に、当該組織のLGBTに関する取り組みの評価結果を示すものであり、今回、最高評価である100点満点を取得した企業数は517であった。

本評価では、LGBT社員が働きやすい環境が整っているか、LGBT消費者を見据えた取り組みを行っているかといった、企業がLGBTと関与するあらゆる側面を総合的に評価しており、HRCは2002年より毎年対象企業のCEIを発表している。

主な評価項目は以下の通り。

概要	点数	
基本方針	・性的指向による差別を禁止する成文規定がある	15点
	・性自認による差別を禁止する成文規定がある	15点
	・契約者やベンダーの基準に性的指向や性自認による差別を禁止する成文規程がある	5点
福利厚生	・パートナーへの福利厚生が整備されている	10点
	・その他パートナーへの以下の福利厚生が整備されている(忌引き、年金、養子縁組補助など)	10点
	・トランスジェンダーを包括した保険契約制度が整備されている	10点
社内教育	・LGBTに関する社内教育が行われている	10点
	・LGBT従業員グループが組織されている	10点
社外への宣言	・LGBTの従業員の雇用、社外向けのマーケティング等のLGBTに関する宣言について実践し、事業活動を行う	10点
	・社会的支援等において、性的指向やアイデンティティを基にした差別を行わないことが明文化されている	5点
その他	・差別的な活動に資金提供している	-25点

* Human Rights Campaign Foundation

LGBTの人々の社会的平等化を推進する米国の人権団体。

<地球環境問題>

OHPがCDPのGlobal Forests Report 2016で、IT事業者として初めてA評価を取得

(参考情報：2016年12月7日 同社HP他)

HPがCDP*のGlobal Forests Report 2016**で、IT事業者として初めてA評価を取得した。A評価を取得したのは、CDPからの質問状に回答したグローバル企業201社中8社で、HPの他にユニリーバ、ロレアル、テトラパックなど。

HPは、自社の紙製品や紙パッケージをFSC***が認証した木材パルプか古紙パルプのみで生産する「森林破壊ゼロ」を2020年までに達成するとしている。また、自社のみならずサプライチェーンやマーケットに対しても森林破壊ゼロの取組を展開しており、このような取組が評価された。

日本企業は、大日本印刷、花王、マツダ、味の素のA-評価が最高。

* CDP

カーボンディスクロージャープロジェクト（Carbon Disclosure Project）の略で、機関投資家が連携し、投資対象の国や都市や企業に対して気候変動や温室効果ガス排出に関する情報開示を求め、調査を行うプロジェクトのこと。

** Global Forests Report

グローバル企業に対し、森林資源に係わるビジネス依存度、戦略、リスク、利用基準などの情報開示を求め、各企業の開示結果を評価し、取りまとめたもの。2015年までは、農業製品、日用品、食品・飲料などの各産業分野ごとに、最も先進的な企業を公表するのみに留めていたが（9社を公表）、2016年からは、質問状への回答があった全ての企業をAからD-までの8段階で評価した。質問状を送付したが、回答がなかった620社は、Fとして評価され社名が公表されている。森林資源（Forests）の他にも、水、気候変動、サプライチェーンなどのレポートがある。

*** FSC

森林管理協議会（Forest Stewardship Council）。木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられる。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



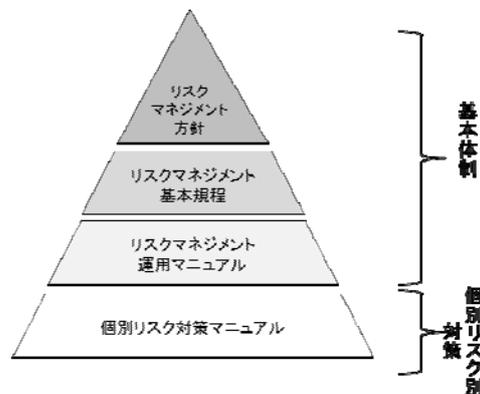
Question

当社にはリスクマネジメント規程はありますが、体系も含めてリスクマネジメント関連文書を見直したいと考えています。あるべき文書体系とそれぞれの文書で定めておくべき内容をどう考えればよいのか教えてください。

Answer

1. 文書体系の全体像

企業がリスクマネジメントを実践していく上で、自社のリスクマネジメントの基本的な考え方（何を目的にどのように実施していくのか）や取組事項を役職員に示し、実践させるために、それらを文書として整備しておくことは不可欠です。本稿では、弊社が推奨する文書体系に基づいて、リスクマネジメントの基本体制に関する文書類の概要と規定すべき事項を紹介します。



2. 各文書の概要と規定すべき事項

(1) リスクマネジメント方針

組織のリスクマネジメントに関する基本的な考え方を示したものです。自社のリスクマネジメントに関するすべての取組の拠り所となるため、自社の製品・サービス、ステークホルダーなどの自社固有の事項を俯瞰し、組織にとってのリスクとは何か、なぜリスクマネジメントを実施するのかについて社内でコンセンサスを得た上で策定することが重要です。

また、方針を策定し社内外に発信することにより、社外に対してはステークホルダーへの自社のリスクマネジメントの取組姿勢に関するコミュニケーション、社内に対しては役職員のリスクマネジメントに関する意識の向上・一丸となった取組の推進に繋がるのが期待できます。

以下にリスクマネジメント方針の一例を示します。

<リスクマネジメント方針（例）>

- 1 当社は、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していく。
- 2 製品・サービスの品質と安全性の確保を最優先に、お客様、取引先、株主・投資家、地域社会、地球環境等の各ステークホルダー（利害関係者）、ならびに役職員の利益阻害要因の除去・軽減に誠実に努める。
- 3 社会全般において幅広く使用されている製品・サービスを供給する者としての責任を自覚し、製品・サービスを安定的に供給することを社会的使命として行動する。
- 4 全役職員は、コンプライアンスの精神に則り、各種法令、規則等を遵守し、それぞれが自律的に、何が倫理的に正しい行動かを考え、その価値判断に基づき行動する。

(2) リスクマネジメント基本規程

リスクマネジメント活動の推進体制や基本的な取組事項を規定するリスクマネジメントの最上位規程です。

リスクマネジメント方針に基づいて推進していくためには、誰がリスクマネジメントに取り組むのか、何を実施するのかを定めておく必要があり、本規程にて定めることが一般的です。

以下にリスクマネジメント基本規程の構成の一例を示します。

<リスクマネジメント基本規程（例）>

第1章 総則	第6条（リスクマネジメントの推進）
第1条（目的）	(1) 計画
第2条（基本方針）	(2) 実行
第3条（定義）	(3) 教育・訓練
第4条（適用範囲）	(4) 自己評価
第2章 リスクマネジメント推進体制	(5) 監査
第5条（平常時の体制）	(6) 改善
(1) 最高責任者	第3章 危機管理
(2) リスクマネジメント統括責任者	第4章 雑則
(3) リスクマネジメント委員会	第7条（制裁）
	第8条（発効）
	第9条（改廃）
	第10条（規程の主管部署）

(3) リスクマネジメント運用マニュアル

リスクマネジメント活動において全体統括の実務を行う事務局が、ルーティンで実施する具体的な役割・手順・スケジュールなどを明示した、基本規程の下位に位置付けられるマニュアルです。

リスクマネジメント基本規程では、リスクマネジメントの推進体制や基本的な取組内容等の普遍的な事項を規定しますが、一般的には具体的なリスクマネジメント活動を運営するための手順等は記載されていません。そのため、実務レベルの対応事項を文書化することにより、リスクマネジメント活動の具体化、実効性の向上に繋がります。

以下にリスクマネジメント運用マニュアルの構成の一例を示します。

<リスクマネジメント運用マニュアル（例）>

I. 総則	III. リスクマネジメントの実施手順
1. マニュアルの目的	1. 取組の全体像
2. マニュアルの使い方	2. 実施手順
3. 用語の定義	① リスクマネジメント取組計画の策定
II. リスクマネジメント体制と役割	② リスクの洗い出し・分析・評価
1. 最高責任者	③ 重要リスクの特定
2. リスクマネジメント委員会	④ ワーキンググループの組成
3. リスクマネジメント委員会事務局	⑤ リスク対策の立案・実行
4. ワーキングチーム	⑥ 取組の評価・効果の検証
	IV. 取組スケジュール

3. おわりに

本稿では、リスクマネジメントの文書類の概要と定めておくべき内容を紹介しましたが、これらの文書を形式的に整えるだけでは取組の実効性は伴いません。自社を取り巻く外部環境・内部

環境を踏まえ、経営トップのリスクマネジメントに関する考え方を明確にした上で、方針や規程の内容を検討し、文書に反映させることにより、初めて実効性が伴います。

また、文書類を整備した後に定期的に見直しが行われず、規程の内容が実態と乖離し、形骸化してしまうケースは少なくありません。定期的に見直しを行うことも重要です。

以上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。

CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）に関しても、以下のテーマについてコンサルティング・セミナー等を実施しております。

これらのコンサルティング等に関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 事業リスクマネジメント部

TEL.03-5296-8912（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

- | | |
|----------------|---------------------|
| ◇CSR（企業の社会的責任） | ◇ERM（全社的リスク管理） |
| ◇企業リスク分析・評価 | ◇コンプライアンス（法令遵守） |
| ◇危機管理 | ◇海外危機管理 |
| ◇法務リスク全般 | ◇製造物責任（PL）・製品安全（PS） |
| ◇食品リスクマネジメント | ◇情報セキュリティ |
| ◇D&O（役員賠償責任） | ◇CS・苦情対応 他 |

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017